

経営健全化支援資金(災害対策)の制度拡充についてのご案内

長野県では、令和元年台風第19号などの災害により甚大な被害を受けた県内中小企業者等の皆さまが、早期に事業再建に取り組むことができるよう、経営健全化支援資金(災害対策)の貸付限度額及び据置期間の拡大を行います。

また、令和元年台風第19号により被災された中小企業者の方に限り、令和元年11月8日から令和3年度末までの貸付実行分について、本資金の貸付利率を引き下げます。

1 貸付対象者

暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明等(災害によって被害を受けた事実を証するものと発行されたもの)を受けた方又は市町村長等のり災証明等を受けることができる方

2 貸付限度額及び据置期間の拡大

貸付限度額	←	貸付限度額
【設備資金】6,000万円 【運転資金】8,000万円		【設備資金】3,000万円 【運転資金】3,000万円

据置期間	←	据置期間
2年		1年

3 貸付利率の引下げ…台風第19号により被災された方(令和3年度末まで)

貸付利率	←	貸付利率
0.8%		1.1%

4 災害対策資金の概要

項目	要件
貸付対象者	災害により被災し、市町村のり災証明等を受けた方または受けることができる方
貸付限度額	【設備資金】6,000万円 【運転資金】8,000万円
貸付利率	年0.8%(令和元年台風第19号により被災された方) 年1.1%
貸付期間 (据置2年以内)	【設備資金】10年以内(土地・建物等15年以内) 【運転資金】7年以内
信用保証料	0.44%以内 災害関係保証等利用の場合、県及び市町村の補助により自己負担なし

◆ お問い合わせ先

長野県産業労働部

産業立地・経営支援課(☎:026-235-7200)、又は下記の地域振興局商工観光課まで

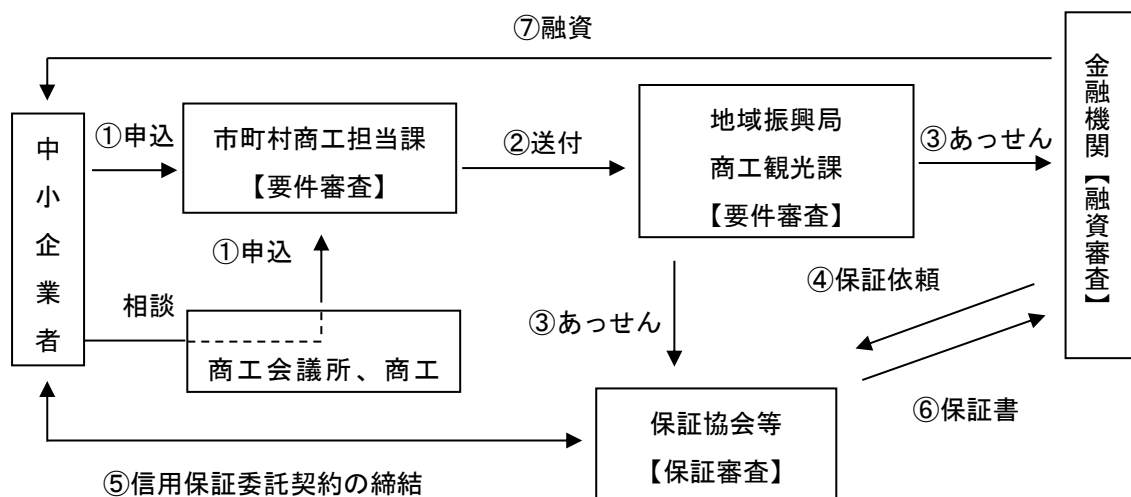
佐久: 佐久市跡部 65-1	☎0267-63-3157	木曾: 木曾郡木曾町福島 2757-	☎0264-25-2228
上田: 上田市材木町 1-2-6	☎0268-25-7140	松本: 松本市大字島立 1020	☎0263-40-1932
諏訪: 諏訪市上川1丁目 1644-10	☎0266-57-2922	北アルプス: 大町市大字大町 1058-2	☎0261-23-6523
上伊那: 伊那市荒井 3497	☎0265-76-6829	長野: 長野市大字南長野南県町 686-1	☎026-234-9527
南信州: 飯田市追手町 2丁目 678	☎0265-53-0431	北信: 中野市大字壁田 955	☎0269-23-0219

まずはお取引の金融機関又は最寄りの商工会・商工会議所へご相談ください

## 申込書類

<p>ア 共通提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 融資あっせん申込書（様式第1号）</li> <li>② 市町村長等の発行するり災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）またはり災証明書の申請書及び添付資料（写真・地図等）</li> <li>③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）</li> <li>④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）</li> <li>⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）</li> <li>⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類</li> </ul>
<p>イ 設備資金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）</li> <li>⑧ 建築確認済証の写し（建物を対象とする場合に限る）</li> <li>⑨ 土地売買契約書案等、土地の価格が確認できる書類（土地を対象とする場合に限る）</li> <li>⑩ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図</li> </ul>
<p>ウ 提出部数</p> <p>4部（なお、③は県及び市町村あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）</p>

## 融資手続き



※ 申込前に金融機関、保証協会等への事前相談が必要です